

第 2 1 号議案

府中市特別支援教育就学支援協議会規程の一部を改正する規程

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

提出者 教育長 酒 井 泰

## 府中市特別支援教育就学支援協議会規程の一部を改正する規程

府中市特別支援教育就学支援協議会規程（平成27年3月教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 府中市教育支援委員会規程

第1条中「児童・生徒」を「幼児、児童及び生徒（以下「児童・生徒等」という。）」に、「就学の支援」を「就学、転学並びに一貫した教育支援（以下「就学支援等」という。）の充実」に、「特別支援教育就学支援協議会（以下「協議会」という。）」を「教育支援委員会（以下「委員会」という。）」に改める。

第2条中「協議会」を「委員会」に、「幼児・児童・生徒」を「児童・生徒等」に改め、「就学支援」の次に「等」を加える。

第3条第1項中「協議会」を「委員会」に改め、同項第1号中「5人」を「9人」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「関係行政機関」を「福祉保健部」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を削る。

第4条第1項及び第2項、第5条第2項及び第3項、第6条第1項並びに第8条中「協議会」を「委員会」に改める。

### 付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。



新

---

府中市教育支援委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、特別支援教育を受ける必要がある幼児、児童及び生徒（以下「児童・生徒等」という。）の就学、転学並びに一貫した教育支援（以下「就学支援等」という。）の充実を図るため、教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障害のある児童・生徒等の適切な就学支援等について検討及び協議をする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する委員18人以内をもって組織する。

(1) 特別支援学級を設置している府中市立小学校又は府中市立中学校の校長  
9人以内

(2) 省 略

(削 除)

(3) 福祉保健部の職員 1人

(4) 省 略

(削 除)

2 省 略

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 省 略

---

府中市特別支援教育就学支援協議会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、特別支援教育を受ける必要がある児童・生徒の就学の支援を図るため、特別支援教育就学支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、障害のある幼児・児童・生徒の適切な就学支援について検討及び協議をする。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する委員18人以内をもって組織する。

- (1) 特別支援学級を設置している府中市立小学校又は府中市立中学校の校長  
5人以内
- (2) 省 略
- (3) 特別支援教室巡回指導教員 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1人
- (5) 省 略
- (6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 省 略

（委員長及び副委員長）

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 省 略

(会議)

第5条 省 略

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(合議体)

第6条 委員会は、その検討及び協議に際し、合議体を設置し、必要な検討及び協議を行わせることができる。

2 省 略

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

---

(会議)

第5条 省 略

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(合議体)

第6条 協議会は、その検討及び協議に際し、合議体を設置し、必要な検討及び協議を行わせることができる。

2 省 略

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。